

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日が休日には、その翌日)

規

則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県規則第六十三号

鳥取県知事 平 鴻 三

◆規則 務取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

◆告示 青少年に有害な図書の指定

保険医療機関等の指定

土地改良区の役員の退任

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可(四件)

県営土地改良事業の工事の完了

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

保安林の指定の解除

解除予定の保安林

公有水面の埋立ての免許の出願

都市計画の決定

都市計画の変更(二件)

行政書士試験の実施

◆正誤

昭和五十六年八月鳥取県告示第七百二十二号中訂正

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第五条第一項の表の事業開始資金の項中「一、四〇〇、〇〇〇円」を「一、六〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の事業継続資金の項中「七〇〇、〇〇〇円」を「八〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の就職文度資金の項中「六〇〇、〇〇〇円」を「六五、〇〇〇円」に改め、同表の住宅資金の項中「九〇〇、〇〇〇円」を「一、二〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の転宅資金の項中「五六、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、同表の生活資金の項中「六二、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、同表の結婚資金の項中「一三〇、〇〇〇円」を「一四〇、〇〇〇円」に改め、同表の就学支度資金の項中「六〇、〇〇〇円」を「六五、〇〇〇円」に改める。

昭和56年8月14日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県知長第七回川十人印

鳥取県青少年健全育成条例（昭和56年十一月鳥取県条例第31号）
 第11条第1項の規定に基づき、回項第1号に該当する青少年に有害な図
 畫類を次のとおり指定したので、回條第1項の規定による知長印。

昭和56年八月十四日

鳥取県長官 印

11

指定番号	種別	図書		発行年等	表示された発行所名	類
		題	号			
173	雑誌その他 の刊行物	実話 順子	D E P ディープ	D P—9	ジョイフル出版	
174	"	ポルノ女優シリーズ 蘭童セレル	写真集	A B—9	(株)アツップル社	
175	"	濡れた口唇 午後のまどろみ	少女いちくり	B G—テ	Do企画	
176	"	挿入指導 秘レポート	快楽指導	R—9	共同 (株)アップル社	
177	"	女体の神秘 女の成熟期	女の生殖器	B G— 29	Do企画	
178	"	SEX RISE SEXY OPENING GAME	—	(有)ダイヤ出版		
179	"	少女果汁	Confession of Keiko	—	(株)イースト・ブ	
180	"	眩暈 DIZZINESS	眩暈 Vol. 1	—	アムール書房	
181	"	Elina エリーナ	—	—	カトレヤ出版	
162	"	LADY'S FANTASY LOVELY GALS YUMIKO & YUKO	—	WORLD		
183	"	沈丁花	—	有限会社ワールド		
184	"	ピゾク特報 女高生調教 Vol.15	—	P T—8	アリス出版	
185	"	美話 ACE エース No.11	—	G A—9	アリス出版	
186	"	トルコ大百科	—	Z D—9	土曜出版社	
187	"	男女性医学大鑑 はじめての挿入 HOW TO SEX I	—	L L—9	土曜出版社	
188	"	透写 女性器解剖 透写	女性器解剖 透けた下着	B G— テ 0	アリス出版社	
189	"	看護婦 くちびる療法	フエラチオ療法	B G— ツク	Do企画	
190	"	エレクト ERECT MAGAZINE	マガジン	E R—9	ビケン	
191	"	女情報	—	O J—9	土曜出版社	
192	"	痴漢 恋のかほり	覗きの快楽	B G— ツ 1	Do企画	
193	"	ビニール本の少女たち	—	B S—9	海鳴書房	
194	"	絶頂性感 SEX・テクニック編	女性のからだ編	—	ホープ社	
195	"	優女 ゆうじょ	—	(有)ワールド出版		

196	"	アクション 陰部直激レポート	—	(有)スマル出版	212	"	肉製のぬめり	O X—1	(株)日黒川書房
197	"	遊戯地 女子高生〔淫花〕	I N—9 版	株式会社アリス出	213	"	レモンキッス	—	(株)ひかり書房
198	"	淫猥草紙 Fantasy	B 1— K 3	エース企画					
199	"	色情娘 局部姦裂 忘れじの ROUTE 16	B 1— K 4	スペースプレス					
200	"	撫技	303429 (株)グリーン企画 販売						
201	"	SOUPE X Vol.51 女陰淫穢	S P—9	アリス出版(株)					
202	"	PINK BOX SEX オーラル	D—10	(株)土曜出版社					
203	"	わいせつ暴行 犯した 猛われた女	B H— T 5	Do企画					
204	"	下半身強め 少女の誘い	B G— T 1	株式会社アリス出					
205	"	女子高生 黙縛奴隸 女子高生	B H— T 4 版						
206	"	少女の愛液 指いたずら となりの奈保子。	B F— T 5	Do企画					
207	"	熱 激痛入 激熱	303461 グリーン企画販売						
208	"		B H— T 2	アリス出版					
209	"	MILK ミルク	—	オレンジ出版					
210	"	SCREW スクリュー 少女 植色の局部	S K—9	トライビジョン					
211	"	突然。危険な関係 HITS MAKEKS PRODUES VOLUME 1	—	ミネルバ館					

鳥取県知事 平 林 鴻 111

健康保険法(大正十一年法律第七十即)第四十三条ハニ第一項の規定に基ても、次のよひに保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七即)第二条の規定による特典を准ずる。

昭和五十六年八月十四日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取紡績株式会社 社診療所	鳥取市立三田五十即10	昭和五十六年八月一日
社会福祉法人恩賜財団済生会米子診療所	米子市錦町一丁目八	"
鳥取大学医学部 附属病院	米子市西町三丁目一	"
禪島医誌	境港市中町九川	"
河野医誌	境港市米町一丁目	"

昭和56年8月14日 金曜日

鳥取県公報

第5281号 4

桑名歯科医院	倉吉市宮川町一七七一八	昭和五十六年八月一日	西伯町国民健康保険診療所	西伯郡西伯町赤崎一四七八	昭和五十六年八月十三日	山本医院	東伯郡閔金町大字堀七五七一一	閔金町国民健康保険診療所	東伯郡閔金町大字堀七五七一一
堀江歯科医院	米子市錦町二丁目一五	昭和五十六年八月四日	日野郡厚生農業組合連合会	日野郡日野町根雨七三	"	西伯郡大山町今在家四七五	西伯郡大山町大字加茂四一	西伯郡名和町国民健康保険診療所	東伯郡赤崎町赤崎一四七八
朝倉歯科医院	米子市上福原一五八一	昭和五十六年八月十三日	協同病院	日野郡日野町今在家四七五	"	馬渕歯科医院	鳥取市西町四丁目三一九	馬渕歯科医院	鳥取市西町四丁目三一九
渡部歯科医院	米子市四日市町九四	"	日野病院	日野郡日野町根雨七三	"	柏原歯科医院	米子市皆生一九五八	柏原歯科医院	米子市角盤町四丁目二一〇
桑名歯科医院	米子市上福原一五八一	昭和五十六年八月四日	神庭歯科医院	米子市角盤町二丁目四二	"	加藤歯科医院	鳥取市片原二丁目二一三	加藤歯科医院	鳥取市片原二丁目二一三
堀江歯科医院	米子市錦町二丁目一五	昭和五十六年八月一日	倉立歯科医院	米子市灘町二丁目四三一一	"	伊藤歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二二二	伊藤歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二二二
朝倉歯科医院	米子市上福原一五八一	昭和五十六年八月十三日	灘尾歯科医院	米子市灘町二丁目四三一一	"	君野歯科医院	八頭郡智頭町大字才代五四一一	君野歯科医院	八頭郡智頭町大字才代五四一一
渡部歯科医院	米子市上福原一五八一	昭和五十六年八月四日	倉立歯科医院	米子市灘町二丁目四三一一	"	田中歯科医院	氣高郡氣高町新泉通六七三四一四	田中歯科医院	氣高郡氣高町新泉通六七三四一四
桑名歯科医院	米子市上福原一五八一	昭和五十六年八月一日	灘尾歯科医院	米子市灘町二丁目四三一一	"	吉田歯科医院	氣高郡鹿野町大字鹿野九六三	吉田歯科医院	氣高郡鹿野町大字鹿野九六三
堀江歯科医院	米子市錦町二丁目一五	昭和五十六年八月四日	倉立歯科医院	米子市灘町二丁目四三一一	"	藤川歯科医院	東伯郡三朝町大字三朝九一〇一四	藤川歯科医院	東伯郡三朝町大字三朝九一〇一四
朝倉歯科医院	米子市上福原一五八一	昭和五十六年八月十三日	灘尾歯科医院	米子市灘町二丁目四三一一	"	中島歯科医院	東伯郡淀江町淀江七四三一一	中島歯科医院	東伯郡淀江町淀江七四三一一
渡部歯科医院	米子市上福原一五八一	昭和五十六年八月四日	倉立歯科医院	米子市灘町二丁目四三一一	"	稻村歯科医院	東伯郡三朝町大字三朝九一〇一四	稻村歯科医院	東伯郡三朝町大字三朝九一〇一四
桑名歯科医院	米子市上福原一五八一	昭和五十六年八月一日	灘尾歯科医院	米子市灘町二丁目四三一一	"	船木歯科医院	西伯郡中山町下市三二一三	船木歯科医院	西伯郡中山町下市三二一三
堀江歯科医院	米子市錦町二丁目一五	昭和五十六年八月四日	倉立歯科医院	米子市灘町二丁目四三一一	"	矢田貝歯科医院	日野郡日野町黑坂一四五〇	矢田貝歯科医院	日野郡日野町黑坂一四五〇
朝倉歯科医院	米子市上福原一五八一	昭和五十六年八月十三日	灘尾歯科医院	米子市灘町二丁目四三一一	"	安藤歯科医院	日野郡日野町黑坂一三九〇	安藤歯科医院	日野郡日野町黑坂一三九〇

枝原歯科診療所	日野郡日野町根雨六五六一一	"
増原歯科医院	日野郡日野町根雨三四三一一	"
やまね長生堂薬局	鳥取市片原四丁目二四一	"
佐野薬局	米子市道笑町四丁目一七	"

野地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米子市石州府土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 西澤 計治 西伯郡岸本町押口一六六

昭和五十六年七月十八日資格喪失により退任

鳥取県告示第七百四十号

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十六年七月十三日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(熊ノ谷地区ため池等整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第七百三十九号
昭和五十六年六月二十七日付けで赤崎町から申請のあつた土地改良(高

昭和五十六年八月十四日

昭和56年8月14日 金曜日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十一号

北条町から申請のあつた町営土地改良（田井地区農業用用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十四号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十三号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（横谷地区農道整備と農業用用排水を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十四号

鳥取県告示第七百四十二号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（天神野地区農道整備と農業用用排水を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

北条町から申請のあつた町営土地改良（弓原地区農業用用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年八月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十五号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第百十三条の二第三項規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営久米ヶ原地区かんがい排水事業	昭和五十六年三月二十五日
県営泊地区樹園地農道網整備事業	昭和五十六年三月十八日
県営五本松地区農地開発事業	昭和五十六年五月九日
県営河合谷地区草地開発事業	昭和五十五年十一月二十日

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の所在地
三十一	村岡幸一	東伯郡大栄町上種二五七ノ二	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	東伯郡大栄町上種
	西村節夫	鴨三九七	"	西村節夫

鳥取県告示第七百四十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基
づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定

- 三 解除の理由
- 二 飛砂の防備
- 一 解除に係る保安林の所在場所

一 気高郡氣高町大字八束水字短尾二七〇八の二四、二七〇八の二五、二七〇八の四七、二七〇八の四九

二 保安林として指定された目的

三 指定理由の消滅

鳥取県告示第七百四十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県公報

昭和56年8月14日 金曜日

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字宮場字西山五四一の一、五四二から五四四まで、大字古長字下モ山五五九の一、五六〇の一、五六一の一、五六二、五六三の一（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 出願人の名称・代表者の氏名及び住所

長和瀬漁港管理者 鳥取県 烏取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二番地一地先公有水面

区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

(1)

1の地点 長和瀬漁港防波堤灯台（北緯三五度三分一〇秒東経一

三三度五八分二五秒）から二一〇度五〇分一八七・〇〇

メートルの地点（以下「A地点」という。）から二九度

二〇分四〇・二〇メートルの地点

2の地点 A地点から三七度三〇分三三・八〇メートルの地点

3の地点 A地点から四一度二〇分三五・二〇メートルの地点

4の地点 A地点から四六度一〇分三五・五〇メートルの地点

5の地点 A地点から八三度二〇分七・三〇メートルの地点

6の地点 A地点から三四六度五〇分七・九〇メートルの地点

(2) 面積

三二六・一六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

鳥取県告示第七百四十九号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び青谷町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

鳥取県公報

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二番地一地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 A地点から二五度〇〇分四五・六〇メートルの地点

イの地点 A地点から六一度五〇分四八・七〇メートルの地点

ウの地点 A地点から一四二度五〇分二〇・六〇メートルの地点

エの地点 A地点から二八〇度二〇分一一・三〇メートルの地点

(三) 面積

一、五〇〇・八八平方メートル

(四) 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和五十六年七月二十日

鳥取県告示第七百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十八条第一項の規定に基づき、淀江都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画道路

三・二・一号淀江米子線

三・三・四号横断道四軒屋線

二 都市計画の決定に係る土地の区域

(1)

淀江町大字今津字狐塚、字岸ノ上、字岸ノ前、字塚田、字八反田及び字上谷、大字淀江字大岩、字天王、字神明、字井尻、字楚利田、字莊境、字井手脇、字井手口、字腰巻及び字六反田、大字福岡字北境、字新地造、字倉常、字寺山及び字壱丁田、大字西原字梶免、字下梶免、字壱丁田、字八反田、字中繩手、字小清水、字上井崎、字山根、字淀江山及び字大転場、大字平岡字下山、字大下畠及び字穴田並びに大字小波字下向山、字上向山、字下原田、字狭間谷、字宮市、字河原田、字堂ノ前、字泉原、字下笹子谷、字松戸谷及び字馬渡り

(2) 三・三・四号横断道四軒屋線

淀江町大字佐陀字榎田、字上場、字原田、字越前、字五反田、字西海道ノ上及び字西海道ノ下

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月十四日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路

- 三・二・一号淀江米子線（変更前三・三・六号蚊屋陰田町線）
三・三・四号横断道四軒屋線（変更前三・三・四号日吉津四軒屋線）
三・三・七号米子駅境線

- 三・五・十一号美濃大山線
三・五・十二号伯耆大山駅下新印線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- (1) 三・二・一号淀江米子線

追加する部分

米子市泉字上經前貳、字大成、字中峯一、字前田、字鐘鑄場東、字

中谷一、字中谷三及び字前畠上、尾高字御建山開ノ三、字山根、字松

ヶ前下、字京田ノ二、字京田ノ一、字花掛け一及び字北中嶋ノ上、下

郷字長登路、字花カサ、字クラメ河原ノ一、字クラメ河原ノ二、字河

原田、字井手ノ手ノ一及び字上河原、赤井手字東蘆池、字蘆池、字東

追加する部分

- (2) 三・三・四号横断道四軒屋線

米子市赤井手字蘆池並びに二本木字上河原、字下河原、字下案内寺、字南砂田、字土器田ノ中島、字七郎兵衛開ノ一、字古市場及び字浜田

- (3) 三・三・七号米子駅境線

削除する部分

米子市大篠津町字中津賀、字藤兵衛堀、字大西、字中原ノ二及び字

西外堀地先の国有地並びに葭津字大山、字石河原、字下荒山及び字上荒山

削除する部分

- (4) 三・五・十一号美濃大山線

変更する部分

米子市蚊屋字堀廻り、字千摺及び字八幡田並びに下新印字土井ノ前

- (5) 三・五・十二号伯耆大山駅下新印線

変更する部分

米子市今在家字下タココロ及び字向谷田

天神免、字中天神免及び字西天神免、今在家字向谷田、字谷田、字前

谷田、字下井ノ上、字蓮池、字上井ノ上、字下塙本、字上塙本、字安
本田、字竹ノ下、字樋ノ口及び字的場、蚊屋字前田、字芝原、字絹屋
古セノ下、字的場、字才ノ木、字千摺、字堀廻り、字八幡田及び字紅
梅並びに下新印字一トロ堂ノ一、字土井ノ前及び字樋ノ下

11 昭和56年8月14日 金曜日

報 告 公 告

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目111〇番地
鳥取県土木部都市計画課

公 告

鳥取県知事第七百五十一印

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十九条）第二十一条第一項の規定に基づき、行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和56年8月14日 鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験の期日及び場所
(1) 期日 昭和56年10月18日 (日)
(2) 場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験の科目等

科	目	方 法	時 間
(1) 行政書士の業務に關し必要な法令		採一式	2 時間
(2) 一般常識			
(3) 作文			1 時間

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

鳥取市東町一丁目111〇番地
鳥取県土木部都市計画課

昭和56年8月14日

鳥取県公報

- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
- (3) 知事が(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者
- 4 受験手続
- (1) 行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に、履歴書、受験資格を有することを証する書面及び写真（出願前1年以内に写した上半身名刺型のもの）を添えて、鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部地方課に提出すること。
- (2) 受験願書は、鳥取県総務部地方課で交付する。
- なお、郵便によつて受験願書を請求する場合には、あて先を記載し、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。
- (3) 受験願書を提出した者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付するので、受験者は、試験当日これを持参すること。
- 5 受験願書受付期間
- 昭和56年8月24日（月）から同年9月25日（金）までとする。なお、郵送の場合は、昭和56年9月25日（金）までの消印があるものは、有効とする。
- 6 試験手数料及びその納付方法
- (1) 行政書士試験手数料 3,500円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。
- 7 合格者の発表
- 昭和56年11月中旬に鳥取県公報に登載するとともに、合格者にはその

旨を通知し、かつ、行政書士試験合格証を交付する。

8 その他

この試験についての問い合わせは、鳥取県総務部地方課（電話0857-26-7057）にすること。

なお、郵便により問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又はあて先を記載し、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

正 印 請

正

昭和56年8月24日ハ西暦略記(西暦七四〇)一月二十一日(王嘉略の難壁)は西暦

海の森山ニヘニト(壬辰の箇所ニ墨のやねいだのド、正山かね)

貞 古 雅 正

ベニトメニカ少年合聖隊

ハメニカ少年合聖隊

昭和56年8月24日(月)一月二十一日(正)

昭和56年8月24日(月)一月二十一日(正)